

精神障がい者の福祉施策充実について（回答）

- 提出者：倉吉市精神障がい者家族会、中部精神障がい者家族会
- 受付日：令和6年12月23日
- 回答日：令和7年1月17日

1. 精神障がい者への特別医療費助成について

【回答：保険年金課 Tel 22-8151】

令和5年8月1日から精神障害者保健福祉手帳3級所持者まで対象を拡大しました。

対象者の拡大については、倉吉市ホームページ、市報、窓口にチラシを配架することで周知を行っています。

なお、助成対象は引き続き、住民税非課税世帯の方とし、変更の予定はありませんが、国においても非課税の枠組みを広げる動きもあり、動向を注視しながら研究していきたいと思っております。

2. 精神障がい者の雇用及び定着支援促進について

【回答：職員課 Tel 22-8164】

令和6年6月1日時点において、倉吉市役所では身体障がい者12人、知的障がい者1人、精神障がい者6人の計19人を雇用しています。（新規雇用：知的障がい者1人、精神障がい者2人）それぞれ庁内各課に配属され、事務補助業務に従事していただいております。

また、過去3年間の障がい者の雇用定着率は100%です。（採用後1年以内に退職された方はありません。）

過去3年間の障がい者採用者数と退職者数（かっこ内は精神障がい者数）

	採用者数	内退職者数	全体障がい者数 (各年6月1日時点)	全体退職者数
令和3年度	2 (2)	0 (0)	16 (4)	1 (0)
令和4年度	2 (2)	0 (0)	16 (5)	1 (1)
令和5年度	2 (2)	0 (0)	17 (5)	2 (2)

ハローワーク倉吉が開催する「障がい者就職面接会」に毎年参加し、市役所での就労を希望する障がい者の方を採用しており、今後も継続していく考えです。今年度は、ハローワーク及び障がい者就業・生活支援センターを通じて精神障がいのある学生の職場体験を受入れ、市役所での仕事、職場の雰囲気などを理解していただく機会を設けました。

本市では、毎年、全ての課（部）が学習テーマを決めて「職場内人権学習会」を実施しています。今年度の職場内人権学習会はこれから年度末にかけて実施していきますので、学習テーマのひとつとして「障がいに対する正しい認識や配慮」を掲げ、庁内全体で理解を深めていきたいと考えています。（※令和5年度障がい者の人権に関する研修実績 2所属 27人受講）

また、障がいの有無にかかわらず全ての職員が安心して働ける職場環境となるよう、差別やハラスメントを行った職員に対する指導や処分を行うこと、職員研修や職場内学習会を今後も継続して実施していくことに加え、障がいを有する職員との面談を行い、話を聞き取り、個人ごとの特性に応じた業務内容の調整やフォローなどを行ったうえで、定着促進を図ってまいります。

3. 義務教育における精神保健教育への要望

【回答：学校教育課 Tel 22-8166】

高等学校学習指導要領（平成30年告示）保健体育では、「精神疾患の予防と回復」の学習を通して、生徒は「運動、食事、休養及び睡眠の調和の取れた生活を実践するとともに、心身の不調に気づくことが重要であることを学び、その方法を身につける」とされています。

その前段として、小学校および中学校では、体育の授業の中で様々な運動を体験し、運動習慣を身につけます。小学校の保健の授業で心の発達及び不安や悩みの対処の仕方等、中学校では休養及び睡眠と健康の必要性、心身の健康と生活習慣の関わり等を系統的に学びます。特別活動でも、心身の健康保持増進、望ましい食習慣の形成、悩みや不安に向き合い乗り越えようとする力の醸成等に9年間を通して努めています。この中には、不安や悩みを抱えたときに、相談方法やスクール・カウンセラーを含めた様々な相談窓口を知ったりするような内容も含まれています。指導の効果を高めるため養護教諭やスクール・カウンセラーなどの専門的な助言や協力も得、児童生徒の実態を踏まえて学習計画を立てる場合があります。また、養護教諭やスクール・カウンセラーが担任と一緒に授業を行うこともあります。

以上のような小中学校での学びをもとに、高等学校での精神疾患についての正しい理解につながるよう今後も取り組んでいきます。

また、小中学校には特別支援学級があり、障がいについての学習はどの学校でも取り組んでいるところです。誰も苦手なことがあることや環境整備や周囲の理解・支援等によって困難さが軽減され、みんなが生きやすい社会になることを学ぶ機会となっています。

学びの基盤として、人権が大切にされる学校づくりや、子どもたちを中心に家庭と学校が協力する関係作りも大切にしています。

ピアサポーターの活用については、小中学生の発達段階や学習指導要領の内容を踏まえながら、検討していきます。

4. 精神障がいの人権問題としてとらえ、地域で安心して暮らせるように住民啓発をしてください。

【回答：人権政策課 Tel 22-8130】

精神疾患患者数は全国的に増加しており、本市においても精神保健福祉手帳所有者数が5年前と比較して131人増加（令和6年11月時点）しています。これは、現代社会の大きな課題であり、地域生活を送るうえで住民同士の交流やネットワークづくりが欠かせない状況であると認識しています。

同和（人権）教育町内学習会においては、資料配付も含め、概ね全町内で開催されています。テーマについては、各自治公民館の人権部門を担う部会で協議のうえ決定されるため、テーマを限定することは難しい状況ですが、本市では、町内学習会の奨励・指導助言を行う同和教育推進員を設置していることから、特に、同和教育推進員に対して、積極的に精神障がいをテーマに取り上げていただくよう説明していきたいと考えています。

また、市集会においては、障がいのある人の人権をテーマとした分科会を設け、市民が正しい知識や理解を深めるための学習機会を提供しています。同じ地域に住む精神障がいのある人やその家族が、地域の人々に知ってもらい、話や相談ができるまちになるよう、啓発活動も継続していきたいと考えています。今後とも貴会のご理解とご協力をお願いします。

5. 倉吉市及び中部精神障がい者家族会の周知及び加入促進についてご支援ください。

【回答：福祉課 Tel 22-8118】

現在、市福祉課において、新規で精神障害者保健福祉手帳を交付する際に、貴会のパンフレットを窓口にて直接手渡ししております。今後も引き続き、精神障がい者家族が孤立しないよう、貴会の周知に努めます。